

退職給付専門委員会における検討状況

1. 検討の経緯

退職給付専門委員会では、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号）による制度改定を契機とする実務対応報告22号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年10月27日に公表済み）の検討と並行して、この検討から派生した論点として「複数事業主制度の会計処理に係る論点」についての検討を行ってきた。

検討にあたっては、法改正に伴い明確化の必要性が生じていると考えられる **基本論点1「例外処理における制度間移行等の処理の検討」と、本件検討のきっかけであった 基本論点2「例外処理の適用に係る要件の見直し又は開示の拡充に関する検討」** の2つに分けて議論を行ってきた。

このうち前者については、実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日公表）の改正により対応することとし、また、後者については開示の拡充による対応を中心とした検討を行っている状況にある。

2. 本日の審議事項

本日は、改正実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（基本論点1関係）と、たたき台「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その2）（案）」（基本論点2関係）の内容について、審議を願いたい。

3. 基本論点2の検討の状況

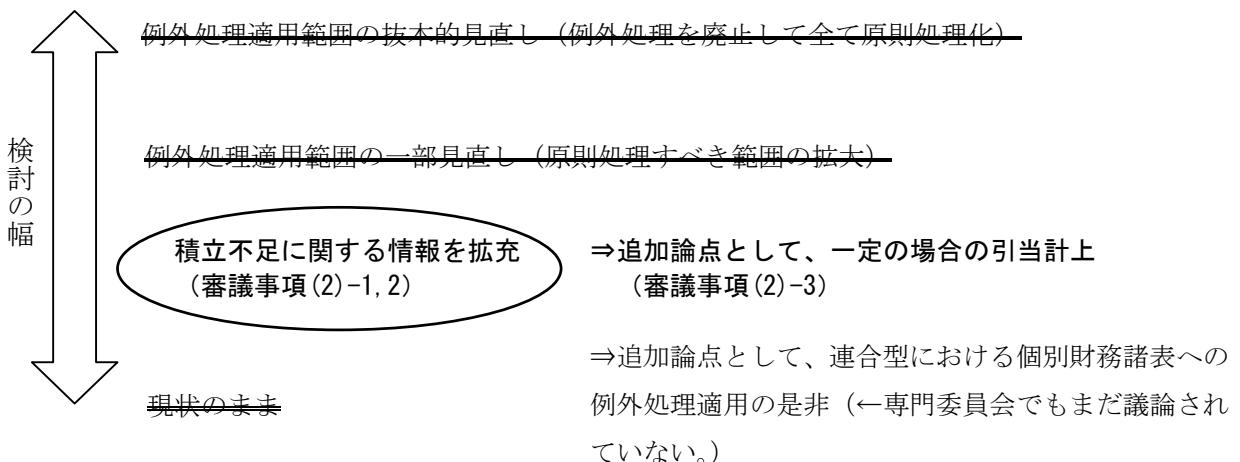
【基本論点2】複数事業主制度を採用している場合における「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないとき」の取扱いについて

【問題の所在】

総合型厚生年金基金制度を採用している企業では例外処理の適用が多数見られ、この場合には、基金への要拠出額を退職給付費用に計上するのみで、基金に係る退職給付債務が計上されていない。

このため、他の確定給付年金制度への移行に伴い原則法による会計処理を適用したり、制度全体の数理債務が年金資産を上回るような不足が生じている財政状況で当該制度から脱退したりするときに、基金の積立不足に対する事業主負担分が一時に費用計上されることがある。また、そもそも退職給付会計基準五では、確定給付型の企業年金制度であれば、退職給付債務のみならず、年金資産等についても合理的な基準により按分し、退職給付費用及び退職給付引当金を計上することとしているが、退職給付会計基準注解（注12）及びその解釈としての実務指針第33項の定めが、原則的な退職給付会計基準五の考え方を実質的に否定しているのではないかという見方がある。

【基本論点2に係る検討の状況】



審議事項（1）

【参考：現行の規定および開示例】

＜退職給付に係る会計基準＞

5 複数事業主制度の企業年金の取扱い

複数の事業主により設立された企業年金制度を採用している場合においては、退職給付債務の比率その他合理的な基準により自社の負担に属する年金資産等の計算を行うこととする。（注 12）

（注 12）複数事業主制度の企業年金について総合設立の厚生年金基金を採用している場合のように、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理する。この場合においては、掛金拠出割合等により計算した年金資産の額を注記するものとする。

＜開示例＞

総合設立型の厚生年金基金に係る〇〇割合により計算した当社グループの拠出に対応する年金資産の額	XXX 百万円
--	---------

以 上